

令和5年10月10日

受講生の皆様

株式会社東京リーガルマインド  
宅建試験部

## テキスト 内容訂正のお知らせ

LEC宅建士講座をご利用いただきありがとうございます。

以下の教材について、一部内容につき誤りがありましたため、その訂正をいたします。

ご不便をおかけいたしますこと心よりお詫び申し上げます。

教材名

2023 宅建 究極のポイント300 ①権利関係 (TU23154)

ページ 箇所	訂正内容	
	訂正前	訂正後
P. 32 No. 059 3行目	<b>仮登記権利者が単独で申請するこ とができる。</b>	<b>申請することができる。</b>

2023 宅建 試験に出るトコ大予想会 問題 (TU23159)

ページ 箇所	訂正内容	
	訂正前	訂正後
P. 2 問2 肢3 3行目	Bが、Aの錯誤の事実について知ら ずに <b>Bから</b> 当該土地を購入したと き、	Bが、Aの錯誤の事実について知ら ずに <b>Aから</b> 当該土地を購入したと き、
P. 8 問14 肢1 1行目	<b>遺贈</b> を登記原因とする所有権の移 転の登記は、～	<b>相続人以外への遺贈</b> を登記原因と する所有権の移転の登記は、～



TU23347

## 2023 宅建 試験に出るトコ大予想会 解説① (TU23161)

ページ 箇所	訂正内容	
	訂正前	訂正後
P.28 問14 肢1 3行目	<p>～<u>遺贈</u>を登記原因とする所有権の移転の登記は、遺言執行者が指定されているか否かにかかわらず、登記権利者と登記義務者の共同申請による（登記先例）。よって、本肢は正しい。</p>	<p>～<u>相続人以外への遺贈</u>を登記原因とする所有権の移転の登記は、遺言執行者が指定されているか否かにかかわらず、登記権利者と登記義務者の共同申請による。よって、本肢は正しい。<u>なお、相続人への遺贈を登記原因とする所有権の移転の登記は、共同申請によることも、登記権利者が単独で申請することもできる。</u></p>